

議案第 38 号

教育財産（小倉総合特別支援学校 A 棟用地及び付随する建物）の
用途廃止及び所管換について

教育委員会施設課所管の教育財産（小倉総合特別支援学校 A 棟用地及び付随する建物）について、次のとおり、用途廃止及び所管換を行う。

令和 4 年 2 月 3 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 教育委員会施設課の教育財産（小倉総合特別支援学校 A 棟用地及び付随する建物）について、保健福祉局総合療育センター用地とするため、教育財産としての用途を廃止し、保健福祉局障害者支援課に所管換するのに伴い、この議案を提出する。

用途廃止及び所管換する物件

(土地)

- ・物件の名称 市有地（教育委員会・教育財産）

地番	地目	面積
小倉南区春ヶ丘770番66	宅地	2,487.92 m ²

(建物)

- ・物件の名称 小倉総合特別支援学校（教育委員会・教育財産）

所在地	名称	用途	床面積
小倉南区春ヶ丘10番3号	小倉総合特別支援学校	教室等	1,447.00 m ²
小倉南区春ヶ丘10番3号	小倉総合特別支援学校	食堂等	564.00 m ²

- ・所管換先 保健福祉局障害者支援課

小倉総合特別支援学校 A 棟の 用途廃止及び所管換について

1 所管換する理由

保健福祉局が所管する総合療育センターの再編整備に伴い、小倉総合特別支援学校 A 棟を解体し、解体後の跡地に総合療育センター駐車場を整備する予定である。

については、教育委員会が所管する小倉総合特別支援学校 A 棟の土地及び付随する建物について、教育財産としての用途を廃止し、保健福祉局障害者支援課に所管換するもの。

2 所管換する財産

(1) 土地

地番	地目	面積
小倉南区春ヶ丘 770 番 66	宅地	2,487.92 m ²

(2) 建物

所在地	名称	用途	床面積
小倉南区春ヶ丘 10 番 3 号	小倉総合特別支援学校	教室等	1,447.00 m ²
小倉南区春ヶ丘 10 番 3 号	小倉総合特別支援学校	食堂等	564.00 m ²

- ・ 所管換先 保健福祉局障害者支援課

位置図

